

## 日本実務教育学会 表彰制度規定

### 1. 目的

日本実務教育学会表彰制度は、日本実務教育学会に所属する学会員が、実務教育・実務家教員としての研究・教育・実践などの観点で、当該表彰対象年度において、活躍および貢献をした人物（グループ）に対して表彰を行うものである。表彰によって、表彰者の今後の活動の発展を期待することを目的とする。

### 2. 学会賞の種類

本規定に基づき応募された作品に対し、学会賞選考委員会において選考のうえ授賞が決定される学会賞の種類は次のとおりとする。

(1) 実務教育大賞(最優秀賞)：賞状及び副賞（記念品）

日本の実務教育に関する研究や活動の発展に多大な貢献をした最優秀のものを表彰する 1点

(2) 優秀賞（研究部門）：賞状

研究（著書・論文）に関して表彰する 1-2点程度

(3) 優秀賞（実務教育部門）：賞状

実務教育に関して表彰する 1-2点程度

(4) 優秀賞（チャレンジ部門）：賞状

企業での実践など、研究・実務教育部門に該当しない挑戦を対象として表彰する 1-2点程度

(5) 奨励賞：

全領域の中から上記に準ずるもの 数は定めない

(6) 研究委員会特別賞：賞状

上記に該当しないもののうち、選考委員会で特に必要があると認めるもの（自薦他薦がないものも含む）

### 3. 表彰の対象者

表彰制度への応募対象となるのは、次のいずれかにあてはまる者とする。

(1) 対象期間内に、本学会へ論文の投稿（採択）・学会発表・公開研究会の発表をおこなうなど、学会活動への貢献が認められること

(2) 対象期間内に、会員資格を有した状態で、著書の出版（共著なども含む）、実務教育の実践、実務教育に関連した修士論文・博士論文の執筆をおこなったこと

なお、共同研究・共著等、グループでの活動も対象となるが、この際、受賞代表者は本学会会員であることを原則とする（複数人の場合でも賞状・副賞は1つとする）。

#### 4. 応募資格（著作者及び推薦者）

応募者、推薦者は次のとおりとする。

- (1) 自薦応募者は、本学会会員であることを原則とする。
- (2) 他薦応募者は、本学会会員の資格を問わない。ただし、他薦は1名(1組)に限る。

#### 5. 表彰制度審査会

表彰についての審査は、研究委員会で任命された審査員による表彰制度審査会で独立しておこなう。表彰制度審査会での審査結果は、研究委員会へ報告する。表彰制度審査会からの発議で協議が必要な場合は、研究委員会で審議をおこなう。

審査員は次のとおりとする。

- (1) 審査員は、3名以上とする。
- (2) 審査員のうち1名以上は、研究委員会の委員とする。その他はの審査員は、役員および審査に適切な人材を選定する。
- (3) 審査員の任期は1年とする。再任は妨げないが連続して3年を超えないこととする。
- (4) 審査員は、公平性の観点から、研究委員会および理事会・事務局の関係者以外には非公表とする。

#### 6. 審査の方法

審査員は、提出された書類に関して、以下の評価を行う。

- (1) 実務教育大賞(最優秀賞)：／該当する／該当しない  
該当する場合、強く推薦する理由を記載する  
最優秀賞は、候補対象者に関して、審査員で議論する。
- (2) 優秀賞：該当する（研究部門）／該当する（実務教育部門）／該当する（チャレンジ部門）／該当しない  
該当する場合、5点満点で評価し、理由を記載する。
- (3) 奨励賞：該当する／該当しない  
奨励賞は、最優秀賞、優秀賞の中で、落選したものの中から、検討する。  
それ以外に奨励賞としてふさわしい取り組みがある場合は、検討する。

#### (4) その他特筆する理由

審査会における審査手順は次のとおりとする。

- (1) 優秀賞の候補を点数化し、原則上位の数件に関して、最優秀賞として表彰するか議論する。
- (2) 次に、優秀賞に関して、部門ごとに上位1点ないし2点を優秀賞候補として議論する。優秀賞に該当しないと判断した場合は、奨励賞候補とする。
- (3) 奨励賞は、最優秀賞、優秀賞以外から選定する。
- (4) 研究委員会特別賞は、応募がない場合でも、研究委員会によって、個人およびグループなどを選定することができる（表彰委員会からの推薦も可能とする）。
- (5) なお、審査員本人が自薦・他薦となっている場合は、当該審査に関しては、点数および意見に関して述べることができない（その場面のみ途中退出する形で、審査をおこなう）。また、審査員本人から、関係性が強いことから審査を保留した場合は同様の扱いとする。

2024年6月23日制定